

資料4

令和6年1月31日
障害福祉部
障害者地域生活課

東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の 施設入所支援（生活介護）における取り組み状況について

1 主旨

東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の状況と今後の取り組みについて報告する。

2 利用期間の特例延長について

東京リハビリテーションセンター世田谷障害者支援施設梅ヶ丘の生活介護の施設入所支援は、3年以内の地域移行を目指し、入所者の状況に応じて2年を上限として利用期間を延長し支援を行う施設である。

しかしながら、令和2年度からの新型コロナウイルスの感染が拡大し、外出や面会等の制限が求められる中、グループホームの見学や試泊が出来ない、対面での関係者会議が行えない等、地域移行支援を進めるうえで大きな支障が生じた。そのため、これらの影響を鑑み、令和5年度中に利用期間5年を満了する入所者については特例として入所期間を1年間延長することとした。なお、入所者、保護者には、コロナの特例延長について施設より説明をおこなっている。

3 今後について

施設利用者減少については、令和4年度の障害者施策推進協議会で報告したとおり、日中支援と夜間支援の一体的提供の一部見直し（外部施設通所と入所支援の併用）などの取り組みを進めているところである。

今後、さらなる利用者増に向けては、この間の見直しの効果の検証を行うとともに、家庭での生活の継続が困難となり長期的に短期入所等を利用せざるを得ない方に対して利用を促していくなど、家庭生活への復帰や本人が望む暮らしの場への移行支援を行う施設としての取り組みやPRを強化していく。あわせて、国の施設入所支援に対する報酬改定の動きも踏まえ、東京リハビリテーションセンター世田谷の地域移行に関する課題整理や利用希望ニーズを踏まえた施設コンセプト、利用期間の見直し等については世田谷区障害者施策推進協議会等にも報告しながら、引き続き施設側と検討していく。